月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
4月23日	木	○CDCが国内で豚由来A型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞｳｲﾙｽの人への感染事例を報告 ○厚生労働省内の健康危機管理調整会議で情報共有																
4月24日	金	○WHOがメキシコ、米国におけるｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ様疾患の発生状況を公表。																
4月25日	土	○情報の収集と都道府県等や医療関係者に対する情報 提供、流行地に渡航される方々に注意喚起、流行地から の帰国される方への対応、電話相談窓口の設置等の対 応を実施。							○検疫所に「メキシコ・米国におけるインエルエンザ様疾患に対する検疫対応及び発生に関する出国者等への注意喚起について」通知発出。 （現段階では検疫感染症ではないが、検疫対応を強化（協力要請）したもの）									
4月26日	日	○第1回厚生労働省新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策本部幹事会を開催し、状況を確認							○検疫所に「メキシコ・米国における豚インエルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」通知発出。 （検疫感染症とはなっていないが、検疫対応を強化（協力要請）したもの） ○自治体に対し、通知「メキシコに渡航していた者を対象とした都道府県等による健康観察の依頼」を発出し、メキシコに渡航していた者を対象として、検疫所と都道府県等が連携し、国内で任意の健康観察を開始。									
4月27日	月	○豚ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策に関する関係閣僚会合」で当面の政府対処方針申し合わせ	危機管理連絡会議（第1回） 豚インフルエンザ情報連絡室 の設置 豚インフルエンザ情報連絡室 担当者会議（第1回）	危機管理監（議長）、広報室長、各部の局長、各振興局長、教育委員会事務局各局長、警察本部警備課長、危機管理室長、難病・感染症対策課長、保健所長 危機管理室、広報室、医務課、難病・感染症対策課、薬務課、畜産課	○現状報告 ○WHOの見解 ○国・県の体制 ○当面の対応 ・情報収集・共有 ・相談窓口の設置　等 ○情報の収集体制・提供 ○発熱相談センター・相談窓口 ○連休の体制 ○タミフル・防御服　等	○豚インフルエンザに係る相談窓口の設置 ○「豚インフルエンザに係る相談窓口の設置について」のホームページの掲載 ○県医師会・県病院協会へ「豚インフルエンザに係る相談等の対応について」の協力依頼を発出。			○厚生労働省の通知「メキシコに渡航していた者を対象とした都道府県等による健康観察の依頼」を各保健所に通知。 ・本人の同意に基づき健康観察の実施。 ・1日朝夕2回の検温・体調の変化の記録。 ・発熱等を認める時には、本人が保健所に電話等すること。 ・期間はメキシコを出国した日から10日間							○国内インフルエンザワクチン製造販売業者4社に対して、医薬食品局長通知「豚由来インフルエンザ(H1N1)ワクチン生産体制の準備等について」を発出し、新型インフルエンザワクチンを製造する場合に備えて、生産体制の準備等について協力依頼。	
4月28日	火	**基本的対処方針** **フェーズ4** ○WHOのフェーズ4宣言 （継続的に人人への感染がみられる状態となった） ○内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置、第1回会合で「基本的対処方針」決定。 ○メキシコ、アメリカ、カナダにおいて感染症法の新型インフルエンザ等感染症が発生したことを、厚生労働大臣が宣言。	**新型インフルエンザ対策 本部会議 （第1回）** **新型インフルエンザ対策 本部支部　会議 （第1回）各支部** **（和歌山市新型インフルエンザ警戒本部設置）**	知事（本部長）、副知事、危機管理監、福祉保健部長、知事室長、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、県警本部長、福祉保健部技監、危機管理室長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○現状報告 ○WHOの見解 ○国・県の体制 ○県の対応 ・県の行動計画による対応 ・関係課室でのシミュレーション ・治療薬の備蓄　等	○各保健所に発熱相談センターの設置依頼（土・日・休日も開設） ○「各保健所に「新型インフルエンザに関するQ&Aについて」送付 ○「当面の政府対処方針（4月27日付け）」を送付		○検疫所に「新型インフルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」指示（検疫感染症とした対応開始） （対象国をメキシコ・アメリカ（本土）・カナダとした。）	○成田検疫所から、最初のアメリカ・カナダからの帰国者（4月28日入国）の健康観察対象者名簿のFAXが入る。	○電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起を行うこととした。		○国内サーベイランスの強化を行うこととした。		○発熱相談センターと発熱外来の設置の準備を行うこととした。	○各保健所に発熱相談センターの設置依頼（土・日・休日も開設）	○ウイルス株を早急に入手し、パンデミックワクチンの製造に取り組むこととした。	

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
4月29日						○県ホームページの更新		機内検疫	○検疫所に「新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)に係る症例定義について」通知。		○発熱相談センター相談件数等調べについて	○発熱相談センター相談件数等調べについて」により、相談件数の報告開始	○「新型インフルエンザ（豚インフルエH1N1）に係る症例定義について」通知発出。 （豚インフルエンザH1N1を新型インフルエンザ等感染症として位置付け、定義を定めたもの）		○国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱外来の設置など、医療体制の確保の方針について、医療機関向けに事務連絡を発出。			
4月30日	木	**フェーズ5** ○WHOフェーズ5に引き上げ。 （地球単位の感染が2カ国以上で起きており、大流行直の兆候があるとした） ○新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、「新型インフルエンザ対策行動計画」の弾力的運用を決定（内閣官房長官、厚生労働大臣出席）	**新型インフルエンザ対策本部幹事会（第１回）** 新型インフルエンザ対策本部 総合調整室会議（第１回）	危機管理監（議長）、福祉保健部長、福祉保健部技監、各部主管課長、出納室長、議会総務課長、教育総務課長、県警察備課長、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長 危機管理局長（室長）を削除、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○国内発生・県内発生への対応準備 ・計画、マニュアルによる役割確認 ○県民への情報提供と注意喚起 ○タミフルの予防投与 ○マスクの備蓄 ○広報担当官の設置 ○情報の共有と一元化 ○マスクの確保 ○抗インフルエンザ薬の対応を福祉保健部で検討開始 ○県内の豚、今のところ異常なし	○市町村相談窓口の登録 ○「新型インフルエンザに係る症例及び届け出様式について」を通知（FAX）		○成田空港検疫所に防衛省から医師・看護師等の応援が始まる					○結核感染症課長発4月29日付け「新型インフルエンザ（豚インフルエH1N1）に係る症例定義について」通知を各保健所に通知。 ・豚インフルエンザH1N1を感染症法の新型インフルエンザ等感染症として位置付けた。 ・症例定義を定めた（38度以上の発熱又は急性呼吸器症状、PCR等の検査。感染可能期間は発症1日前から発症後7日間の9日間）		○県医師会長・県病院協会長に「新型インフルエンザに係る対応について」において協力依頼を行う。		
5月1日	金	**基本的対処方針改訂** ○新型インフルエンザ対策本部第2回会合で「基本的対処方針」改訂 ○新型インフルエンザ対策本部諮問委員会の設置 ○第１回専門家諮問員会 「病原性・感染力等の評価」「基本的対処方針に基づく諸施策に関する評価」				○大阪検疫所主催の「メキシコ及びアメリカ等における新型インフルエンザに対する検疫対応等の緊急会議」が開催される（不参加） ○厚生労働大臣や健康局長から直接連絡先報告 ○発熱相談センターについてのラジオスポット（5月1日～5月22日（計44回））			○国立感染症研究所からPCR検査用試薬（プライマー・プローブ）の提供及びそれに伴う検疫所での検査体制の立ち上げ。	○関空検疫所から、帰国者の健康観察対象者名簿のFAXが入る。（その後、対象者の名簿が届く）	○「基本的対処方針」において、国内で患者が発生した場合に、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、弾力的、機動的に講じる措置として、 ・不要不急の外出自粛の要請 ・時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請 ・必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請 ・事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請等について言及。		○事務連絡にてまん延国の定義（アメリカ、メキシコ、カナダ） ○「疑い症例調査支援システム及び症例群サーベイランス体制立ち上げについて」の事務連絡 ○新型インフルエンザ積極的疫学調査実施等について 「新型インフルエンザ積極的疫学調査の実施要綱（暫定版）」が示される。 「新型インフルエンザヒト感染例に対する検査診断（医療機関から地方衛生研究センターへの流れ）」が示される。 ○神奈川県における新型インフルエンザの疑いのある患者についての情報提供	○各保健所に「神奈川県における新型インフルエンザの疑いのある患者について」情報提供（FAX） ・同一便の搭乗者等の相談について発熱相談センターおいて対応、必要に応じ発熱外来で対応。	○発熱相談センターと発熱外来の設置準備		○基本的対処方針として、ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組むことを決定。	
5月2日	土								○入国管理局で健康カードを持っていない者の確認（持っていない者は検疫に戻す）を法務省に要請、5日より実施。				○国立感染症研究所から全国の地方衛生研究所等へのPCR検査用試薬（プライマー・プローブ）の配布、検査指針等の提供が完了し、全国規模での診断検査体制の構築。		○「感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況について（調査依頼）（対策本部）」発出			
5月3日	日					○消防保安課から「新型インフルエンザ疑い事例の報告等について」の依頼文を各保健所に通知							○結核感染症課から「疑似症届け出窓口について」連絡	○「疑似症届け出窓口について」について各保健所に周知 ・医師からの届け出への対応 ○新型インフルエンザの症例定義について ・県医師会、県病院協会及び各保健所に「まん延国の定義（アメリカ、メキシコ、カナダ）」を周知 ○PCR用試薬到着等の調査のための「新型インフルエンザの検査体制について」を環境衛生研究センターへ通知。	○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与などの新型インフルエンザの診療についての考え方を取りまとめ、医療機関向けに事務連絡を発出。			

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
5月4日	月	○新型インフルエンザ対策に係る相談窓口の公表								○各保健所に「積極的疫学調査実施要綱」をFAX。			○「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」（事務連絡）において、ウイルス遺伝子検査（PCR検査）の精度確認するため、地方衛生研究所における検査と同時に、国立感染症研究所に検体を搬送し、確定検査を行うこととした。					
5月5日	火												○新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について 事務連絡にてまん延国の定義（アメリカ（本土）、メキシコ、カナダ）	○5月5日付け結核感染症課長発「新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送に対する協力について」を各保健所及び環境衛生研究センターへ通知 ○各保健所、環境衛生研究センターに「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」を周知 ○「新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送に対する協力について」を各保健所に通知 ・検体搬送時の県警の協力について				
5月6日	水												○新型インフルエンザ対策本部から「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」					
5月7日	木								○「新型インフルエンザ(H1N1)に係る検査マニュアル」の送付について通知発出。（検体送付、検査の実施については当マニュアルを参考とするよう連絡したもの。） ○「新型インフルエンザに対する検疫の強化について（依頼）」通知発出。（国土交通省航空局あて、健康状態質問票等の検疫の強化への協力要請したもの。） ○検疫所のみ検査結果での判定の確定を開始。					○各保健所に国立感染症研究所から発出された「新型インフルエンザウイルス検査対応指針と検体搬送ガイドライン（5月3日暫定版）」の通知 ○新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について ・事務連絡にてまん延国の定義でアメリカは本土を指す。		○「新型インフルエンザの診療等に関する情報（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）について（5月3日　対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤等に通知		
5月8日	金								○通知「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」発出し、新型インフルエンザがまん延している国又は地域（5月7日現在メキシコ、アメリカ（本土）、カナダ）に渡航していた者について、検疫所と都道府県等が連携し、国内で法に基づく健康監視を行うこととした。	○湯浅保健所管における帰国者が疑い例（日高病院でインフルエンザ陰性）		○「新型イフルエンザ関連個人防護具保有状況について」 ・厚生労働省にマスク等の在庫状況調査結果を報告				○感染症指定医療機関に関する緊急調査報告 ・感染症指定医療機関の陰圧病床			
5月9日	土	**検疫で初の捕捉**	**新型インフルエンザ対策 本部幹事会 （第2回）**	危機管理監（議長）、福祉保健部技監、各部主管課長、出納室長、議会総務課長、教育総務課長、県警警備課長、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○感染者が搭乗していた飛行機に県内関係者なし ○国の基本的対処方針の確認 ○国内発生、県内発生への対応準備 ・県行動計画（第２段階）の弾力運用の確認 ○各部等の取組状況の確認　等				○米国から成田へ8日に到着した3名について、新型インフルエンザに感染していることを確認。（隔離：3名、停留49名）	橋本保健所管内疑い例（橋本市民病院で陰性）			○症例定義及び届出様式の改定（第1回改定）・届出時に、疫学的な要件について十分確認するよう医療機関と保健所が相談することを明文化した。					
		○検疫において最初の感染患者を確認 ○第2回厚生労働省新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策本部幹事会を開催し、国内発生に当たらないので、現状の警戒体制継続を決定																

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
5月10日	日								○成田で確定者4例目（停留中の同行者の1名）	○5月9日付け結核感染症課「新型インフルエンザ患者の発生に係る対応について」を各保健所長等に通知 ・機内検疫で患者が確認されたことにより、国内発生に備えた体制整備				○「症例定義及び届出様式の改定について（5月9日付け結核感染症課長）」を県医師会・県病医協会・医大・日赤・保健所へ通知	○「新型インフルエンザ患者の入院診療を行う医療機関の受け入れ可能病床数の報告について」が発出			
5月11日	月									○渡航者の健康観察について ・保健所対応用（英語版・中華民国版・中華人民共和国版）を各保健所へ送付						○各保健所に「タミフル・リレンザ服用時の注意についての説明文送付」		
5月12日	火									○5月8日付け国通知の「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」を各保健所に通知。 ・新型インフルエンザがまん延している国又は地域（5月7日現在メキシコ、アメリカ（本土）、カナダ） ・渡航していた者について、検疫所と都道府県等が連携し、国内で法に基づく健康監視を行う。				○「新型インフルエンザの症例定義等の改定に係る問い合わせについて（5月12日付け　結核感染症課長）」を県医師会・県病医協会・医大・日赤・保健所へ通知 ・疑似症患者の届け出扱い等について	○発熱外来設置設置箇所数の公表	○発熱外来設置箇所数：12医療機関 ○型インフルエンザ発熱外来設置に係る手数料の免除について（5月11日付け医務課長）」を各保健所に通知		
5月13日	水	○新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会を報告し、停留に関する報告の公表（季節性インフルエンザと類似、基礎疾患のある方が重篤化）							○第2回専門家諮問委員会開催「停留に関する報告」 停留期間及び健康監視等の期間を変更（10日間から7日間に短縮）。				○症例定義及び届出様式の改定（第2回改定）・感染可能期間を10日間から7日間に修正	○「新型インフルエンザに係る症例定義及び届け出様式再改定について（5月13日付け　結核感染症課長）」を県医師会・県病医協会・医大・日赤・保健所へ通知 ・感染可能期間を10日間から7日間に修正					
5月14日	木									○5月13日付け「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」を各保健所に通知 ・停留期間及び健康監視等の期間を変更（「新型インフルエンザがまん延している国又は地域を出国した日から7日間に短縮）						○「新型インフルエンザ患者の入院診療を行う医療機関の受け入れ可能病床数の報告について」により報告 ・19医療機関（209床） ○「感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況について（調査依頼）」による報告 ・全保有台数271台（内新生児用32台）			
5月15日	金	○第3回専門家専門委員会「基本的対処方針の実施について」																
5月16日	土	**確認事項** **国内最初の患者確認（神戸市）** ○兵庫県神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認 ○新型インフルエンザ対策本部幹事会で、基本的対処方針を踏まえて当面講ずべき措置の具体的内容を定めた「確認事項」を決定 ○第4回専門家諮問委員会「基本的対処方針の実施について」 ○第3回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、「行動計画」の第2段階：国内発生早期を宣言	**新型インフルエンザ対策本部会議（第2回）**	知事（本部長）、副知事、危機管理監、福祉保健部長、知事室長、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、県警本部長、福祉保健部技監、危機管理室長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	※現状についての共通認識を図るとともに、以下の事項を確認し、県内発生に備えて万全の体制を整える。 ○迅速かつ正確な情報収集と県民への適切な情報提供 ○感染者の適切な治療と重症化防止 ○発熱外来の確保 ○24時間発熱相談窓口の整備 ○地域・学校における感染拡大防止 ○個人が取り組むべき感染防止策 ○職員の出張 ○イベント	○新型インフルエンザに係る「基本的対処方針」の確認事項等についてを各保健所・県医師会・県病院協会へ周知		○5月9日に新型インフルエンザと確定した3名のうち1名の隔離を解除。 ○停留中の48名のうち47名の停留を解除。		○神戸市に担当官を派遣 ○中学校及び高等学校の臨時休業に限り、休校措置を兵庫県及び大阪府の全域で行った。		○「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について」を発出	○「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について（5月16日付け　対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤へ発送 ・集団内で続発している場合、重症のインフルエンザが発生している場合の報告 ○「新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について（5月16日付け）」を各保健所に通知（FAX） ・患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲	○国内での患者発生に対応した発熱外来の設置等の医療体制の整備、患者の発生した地域における感染防止策の実施。	○発熱相談センター窓口の24時間対応の開始 ○「新型インフルエンザ対策に係る発熱外来の設置及び運用の開始について」を通知 ・5月16日運用の開始	○当面の措置として、ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組むことが確認。	

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	主な出来事						検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
		国の動向・主な全国動向	県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
5月17日	日								○5月9，10日に新型インフルエンザと確認された計4名のうち2名を隔離解除。 ○停留者1名の停留を解除（停留者全員解除となる。）		○全国都道府県教育委員会連合会から「新型インフルエンザ対策に関する緊急要望」を発出 ・（兵庫県、神戸市を挙げた対応方針が、マスコミ等で大きく取り上げられ風評被害へ繋がっていることから）、発生地域の風評被害防止を踏まえた対応 ・県民への正しい知識の普及	○「新型インフルエンザに係る健康調査等の実施について（健康体育課）」を各県立学校に通知						
5月18日	月	○新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策本部第3回会合開催											○地方衛生研究所で確定で判明した検査結果をもって確定診断とすることとした。			○県医師会が「新型インフルエンザの第2段階における対応について」を会員に周知した旨、県に情報提供がされる。		
5月19日	火								○5月9日に新型インフルエンザと確認された3名のうち最後の1名を隔離解除。					○「新型インフルエンザ患者の確定診断について（5月18日付け　結核感染症課）」を通知 ・地方衛生研究所で確定で判明した検査結果をもって確定診断とすること。	○5月19日までに神戸市において確定例となった患者は43例となり、神戸市内における入院措置も限界となった。このため、同日、神戸市は全ての医療機関で発熱患者を診療することとした。		○5月13日にまとめられたWHO・SAGE（ワクチン諮問会議）の報告書においては、 ・現段階では、H1N1ワクチンは1価が望ましい。 ・H1N1ワクチンの種株の製造業者への分与は6月、大規模な生産開始は7月中旬以降になる見通し ・ただちにH1N1ワクチンの商業ベースの生産について勧告を行うのは時期尚早であることなどの方針が示された。	
5月20日	水								○「インフルエンザ迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者の取り扱いについて」通知発出（迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者については、リーフレットを手交するよう指示したもの）					○「新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について（第5版）（5月20日付け）」を各保健所に通知（FAX）					
5月21日	木	○第5回専門家諮問委員会「基本的対処方針の改正案等について」				○資料提供「和歌山県新型インフルエンザ対策本部からのお知らせ」を開始 ・相談件数 ・PCR検査実施状況 ・学校等の休校 ・イベント等の中止 ・その他			○米国より成田へ到着した1名の有症者が新型インフルエンザと確認される。（検疫結果は22日判明。隔離：1名、停留（22日解除）：11名）						○「新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について（対策本部）」を発出			
5月22日	金	基本的対処方針改訂「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」策定 ○新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策本部第4回会合で「基本的対処方針」改訂 ○「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を策定 （地域を大きく2つのグループに分け（感染拡大防止地域、重症化防止、重点地域）、全国一律に対応するのではなく、地域の実情に応じた対策を実施可能とした）				○「新型インフルエンザに係る「基本的対処方針」」について（5月22日　対策本部）」・「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」・「基本的対処方針等のＱ＆Ａ」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知 ○県ホームページへ、外国語に対応した注意点等追加			○「新型インフルエンザにかかる検疫対応について」通知発出（検疫対応を変更） ○「新型インフルエンザ対策における健康監視の実施について（依頼）」（隔離措置の継続、停留措置の中止等の検疫体制の変更） ○新たな方針において、原則として機内検疫からブース検疫によることとし、検疫前の通報において有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行うこととした。また、濃厚接触者については、停留を行わず、外出自粛等のより慎重な健康監視とするとともに、患者の同乗者及びまん延国への渡航者については、発熱や急性呼吸器症状等を生じた場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。	5月22日付け「新型インフルエンザにかかる検疫対応について」を各保健所に通知 ・検疫所からの健康監視対象者リストの送付は、患者の濃厚接触者に変更 ・健康監視対象者で健康観察期間が残っている方への対応 県立保健所の健康監視対象者は、22日時点で189名	○学校閉鎖について下記のように変更。 【患者発生が少数である地域】 ・「市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部で臨時休業」 【急速な患者数の増加が見られる地域】 ・「当該学校・保育施設等について、その措置者等の判断により臨時休業を行う。つまり、季節性インフルエンザと同様の対応となる。」		○症例定義及び届出様式の改定（第3回改定） ・渡航歴・滞在歴をはずし、「疑うに足りる正当な理由」（疫学的な関連等）に、「感染が報告されている地域（国内外）への渡航歴・滞在歴」の要件を含める。 ○「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」（結核感染症課長通知）において、従来行っていた休校調査について、感染状況を踏まえ高等学校を対象施設に追加。	○「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定（5月22日付け結核感染症課）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤へ通知	【患者発生が少数である地域】 ・インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診するよう求めた。 ・感染が確定した患者については入院措置とし、その濃厚接触者に対しては抗インフルエンザウイルス薬を予防投与するとともに、外出自粛への協力を要請した。 【急速な患者数の増加が見られる地域】 ・発熱外来の医療機関数を増やすとともに、対応可能な一般の医療機関においても診療を行うこととした。感染が確定した患者については、原則として自宅療養とするが、基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。	○「新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について（5月21日付け　対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知 ○健康づくり推進課から「新型インフルエンザに係る発熱咳荒いの受診時における被保険者資格証明書の取り扱い」を関係機関に通知		

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
5月23日	土																	
5月24日	日				○[県庁だより]で放送開始									○「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定に係る参考資料（5月24日付け　結核感染症課）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤へ通知				
5月25日	月																	
5月26日	火					○「新型インフルエンザに係る「基本的対処方針」に伴う関連連絡について」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知 ・5月22日付け　対策本部事務連絡で通知のあった、①新型インフルエンザ感染者の増加に伴う医療機関における外来診療について、発熱外来の医療機関を増やすこと、発熱外来以外の医療機関へ受診した場合の院内感染対策等②新型インフルエンザ患者の入院等の取り扱いについて、原則とした感染症指定医療機関に、増加した場合には一般医療機関でも対応等、③重症化しやすい基礎疾患を有する者等について、④ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱について											**WHOによるワクチン推奨株決定** ○WHOは新型インフルエンザワクチン製造株として A/Califomia/7/2009(H1N1)v like virusを推奨。	
5月27日	水		**和歌山市において県内最初の患者発生** （和歌山市対策本部設置） 和歌山市新型インフルエンザ 対策本部会議 （第1回）		県内初の新型インフルエンザの感染確認を受けて、対策本部会議での決定事項 ○感染者、接触者のフォローの徹底 ○行事、イベントの自粛については、現地点においては要請しない。 ○学校、幼稚園、保育所、福祉施設等の臨時休業については、感染者の行動が限定的であるなどのことから、現地点では行わない。 ○宮口等市民と接する職員はマスクを着用 ○市の図書館、市民会館等は、通常どおり開館		○和歌山市において県内第1号の患者発生（県内第1号を加えて、全国の累計患者数は352名） ・ハワイからの帰国 ・38.4度、全身倦怠感、既頭痛											
			新型インフルエンザ対策 本部会議 （第3回）	知事（本部長）、副知事、危機管理監、福祉保健部長、知事室長、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、県警本部長、福祉保健部技監、危機管理室長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○学校等の休業やイベントの自粛等の措置は必要ない。ただし、学校・関係機関には、感染予防策や健康管理等の徹底を要請する。 ○県民の皆さんには正確な情報を提供するので、冷静な対応をお願い。 ○感染防止のため、手洗い、うがいの励行等の注意喚起													
5月28日	木												○「新型インフルエンザにおける病原性サーベイランスについて」を発出し、新型インフルエンザの検査について、地域の状況に応じ可能な限り実施するように依頼。			○「退院に関する基準の考え方について（5月27日付け　結核感染症課）」を各保健所・県医師会・県病院協会・協力入院医療機関に通知。		
5月29日	金																	
5月30日	土																○オーストラリアからワクチン製造候補株到着	
5月31日	日																	

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	主な出来事						検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
		国の動向・主な全国動向	県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
6月1日	月														○抗インフルエンザウイルス薬リレンザの有効期限の延長について、本年6月製造分から7年間に延長する			
6月2日	火	○近畿ブロック知事会から「新型インフルエンザ対策についての緊急提言」													○厚生労働省都道府県別の発熱外来設置状況を公表	○和歌山県　設置箇所数 20箇所 ○「新型インフルエンザの診療等に関する情報（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）について（5月3日　対策本部）」に係るQ&Aについて」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤等	○アメリカ（CDC）からワクチン製造候補株到着	
6月3日	水															○「医療機関における新型インフルエンザ感染対策について（6月2日付け対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知 ・サージカルマスクの着用等		
6月4日	木																	
6月5日	金															○発熱相談センター相談窓口24時間対応を留守番電話対応に変更		
6月6日	土																	
6月7日	日																	
6月8日	月	○季節性インフルエンザワクチン株の決定															○国内メーカーに2種類のワクチン製造候補株の分与	
6月9日	火																	
6月10日	水												○「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」「インフルエンザウイルスにかかる原体サーベイランスの強化と調査について（依頼）」事務連絡を発出し、以下に対して新型インフルエンザのPCR検査を行うよう依頼。 ・同一集団内で入院した患者 ・インフルエンザで入院した患者 ・病原体定点医療機関を受診したインフルエンザ患者（季節性インフルエンザもあわせて検査）					
6月11日	木																	
6月12日	金	フェーズ6 ○WHOフェーズ6に引き上げ （感染状況について異なる複数の地域（大陸）の国において地域（コミュニティ）での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6として、世界的な蔓延状況にあると宣言した）												○「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」「インフルエンザウイルスにかかる原体サーベイランスの強化と調査について（依頼）」調査結果を厚生労働省に回答				
6月13日	土																	
6月14日	日																	
6月15日	月	○第6回専門家諮問委員会「運用方針の見直しについて」																
6月16日	火	○第7回専門家諮問委員会「運用方針の見直しについて」																
6月17日	水	○第8回専門家諮問委員会「運用方針の見直しについて」																
6月18日	木																	
6月19日	金	**感染拡大防止から重症化予防重視に体制を変更** **運用指針改定** ○「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改訂 ・秋冬に向け、国内での患者数の大幅な増加が起きることも想定し、社会的混乱を最小限とするための体制整備に重点シフト ・原則自宅療養、重症患者のための病床確保（地域のグループ分けは廃止）						○検疫については患者の隔離等の強制措置から全入国者に対する注意喚起を中心とする対応に移行（隔離措置、質問票回収の中止。同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合のみPCRを実施。）		○学校の臨時休業について下記の様に変更した。 ・「都道府県等は当該学校・保育施設等の措置等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。 なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合は、都道府県等は、患者発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能」 ○基礎疾患を有する者等へ感染防止策を強化				患者の一律の入院措置を中止 全ての医療機関で診療 ○原則として全ての一般医療機関において診療を行うこととした。 ○入院措置については実施せず、軽症者は原則として自宅療養とするが、重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れることとした。 ○患者の濃厚接種者に対しては、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し、協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請した。 ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、基礎疾患を有する者等で感染を強く疑われる場合に医師の版により行う		○WHOの方針や専門家諮問委員会の意見を踏まえ、6月19日に、季節性インフルエンザワクチンから新型インフルエンザワクチンへの製造を切り替える製造方針を決定した。 ・季節性インフルエンザワクチンの生産量を昨年製造実績の8割とする。 ・7月中旬以降各メーカーにおいて順次H1N1ワクチン製造を開始。	

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
6月20日	土																	
6月21日	日																	
6月22日	月																	
6月23日	火						○県内私立高校に通学する大阪府在住高校生が発症											
6月24日	水					○新型インフルエンザ24時間対応窓口のナビダイアルシステムの運用開始 ・県内から国に問いあわせがあった場合に、各保健所等に割り振る対応。												
6月25日	木						○奈良県で、かつらぎ町出身大学生発症 ○橋本市で県内発生2人目感染者発生				○運用指針を踏まえ、「新型インフルエンザ国内発生時における積極的疫学調査について」において、すべての患者からクラスターを中心とした疫学調査や、これまでの知見を踏まえたPPE（サージカルマスク等）へ変更		○運用指針を踏まえ、「今後のサーベイランス体制について」（事務連絡）を発出、クラスターサーベイランス、インフルエンザ様疾患発生報告、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ入院サーベイランス、インフルエンザサーベイランスについて考え方及び実施方法を提示。クラスターサーベイランスにおいては、学校、社会福祉施設から保健所へ発生の連絡を依頼。これより、6月10日発出事務連絡は、廃止。					
6月26日	金																○ワクチンの国内生産量の試算を発表 ・季節性と同等の増殖性と仮定した場合、12月末までに5,080万ﾄﾞｰｽ（1mlﾊﾞｲｱﾙ2,540万本）	
6月27日	土						○和歌山市内で2名の感染者発生（県内4人目）											
6月28日	日																	
6月29日	月						○田辺市で米国から帰国者の感染確認（県内5人目）											
6月30日	火													○保健所担当者会議にて「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」「インフルエンザウイルスにかかる原体サーベイランスの強化と調査について」周知 ○「ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞｳｲﾙｽに係る病原体サーベラランスの強化と調査について（6月10日付け　対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・病原体定点等に通知 ○「新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻの早期探知等に係るサーベラランスについて（6月10日付け　対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・定点医療機関等に通知					
7月1日	水																	
7月2日	木																	
7月3日	金										○新型インフルエンザ感染患者発生等状況について（消防庁救急企画室）7月3日12:00現時の状況公表	○和歌山県搬送人員及び出動件数とも1件						
7月4日	土						○大阪府の高校に通学する高校生等の感染確認（和歌山市6・日高郡1）（県内12人目）											
7月5日	日						○和歌山市で感染確認（県内13人目）											
7月6日	月						○紀の川市で1名感染確認（県内14人目）										**我が国におけるワクチン株決定** ○「平成21年度新型インフルエンザA(H1N1)ウイルスに対するワクチン製造株の決定について（通知）が発出され、関係団体等に対し、製造株「A/カルフォルニア/7/2009(H1N1)pdm（x-179A）の通知が行われた。	

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
7月7日	火						○2名感染確認（和歌山市1・日高郡1）（県内16人目）											
7月8日	水						○1名感染確認（和歌山市）（県内17人目）											
7月9日	木																	
7月10日	金	○舛添厚生労働大臣と近畿府県市長との意見交換会					○1名感染確認（海南市）（県内18人目）										○桝添大臣が記者会見で輸入を検討する旨の発言 ・「仮に高齢者を接種対象者とした場合6300万人程度。年明け3月頃までには国内分で3000万人分くらい最終的には製造できるようになるだろうから。残り2000万人分くらい海外から輸入できればと思っている。いずれも専門家に聞きながら。」	
7月11日	土						○1名感染確認（海南市）（県内19人目）											
7月12日	日																	
7月13日	月						○2名感染確認（和歌山市1・橋本市1）（県内21人目）										○WHO・SEGE（ワクチン諮問会議）は、全ての国は基本的な医療基盤を確保するため、第一優先として医療従事者に接種すべきであるとの勧告を行ったが、優先接種対象者については対象グループを示すに留まった。	
7月14日	火						○1名感染確認（御坊市1）（県内22人目）										○「新型インフルエンザA/（H1N1)ワクチンの生産開始について（依頼）」により、製造販売業者に対し、生産体制が整い次第、速やかに新型インフルエンザワクチンの生産を開始するよう依頼。	
7月15日	水																	
7月16日	木						○1名感染確認（和歌山市）（県内23人目）											
7月17日	金						○2名感染確認（和歌山市2）（県内25人目）											
7月18日	土						○1名感染確認（和歌山市）（県内26人目）											
7月19日	日						○2名感染確認（和歌山市2）（県内28人目）											
7月20日	月						○3名感染確認（田辺市1・海南市・岩出市各1）（県内31人目）											
7月21日	火						○14名感染確認（田辺市8・新宮市1・白浜、みなべ、上富田、印南町各1・和歌山市1）（県内45人目）											
7月22日	水						○20名感染確認（田辺市11・新宮市1・白浜町1・みなべ町1・上富田町2・美浜町1・和歌山市3）（県内65人目）						○症例定義及び届出様式の改定（第4回改定） これより、これまでの通知及び、症例定義に関わる事務連絡を全て廃止。集団発生の把握。積極的疫学調査の把握について提示。 ○「新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について（7月22日付け　対策本部）」 ・潜伏期間を最大でも7日に変更 ・感染経路をヒトからヒト（動物からを削除） ・最低限のPPEはサージカルマスク及び手袋					

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
7月23日	木					○「感染症法施行規則の一部改正について」各保健所に情報提供 ・7月24日施行 ・集団的に発生している場合等以外は医師の届け出を要しない ・クラスターサーベイランスを中心とした体制 ・PCR検査は必要時のみ実施	○29名感染確認（田辺市16・新宮市1・御坊市1・白浜町6・みなべ町2・上富田町2・印南町1・日高川町1・和歌山市2）（県内94人目）											
7月24日	金						感染症法省令改正により全数把握を中止						**全数把握中止** ○「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」を発出し、6月10日発出事務連絡を廃止。全数把握の中止にあわせ、従前のクラスターサーベイランス等を継続するとともに、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合（大規模な集団発生や重篤な入院患者等）について事務局への速やかな連絡や、iNESIDの活用について依頼。その他、地域の発生状況や検査体制に応じたウイルス検査の実施するよう依頼。（クラスターサーベイランスにて入院患者を、PCR検査を実施するよう依頼）			○「医療機関の職員における新型インフルエンザ感染対策の徹底について」を医務課から医療機関へ周知 ・医療機関職員間の感染が疑われる事例発生に伴い国からの通知		
7月25日	土																	
7月26日	日																	
7月27日	月																	
7月28日	火					○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（7月22日付け　結核感染症課長）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知												
7月29日	水	○「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針」（国）の改正と「感染症法施行規則の一部改正」	新型インフルエンザ対策 本部幹事会 （第3回）	危機管理監（議長）、福祉保健部長、福祉保健部技監、各部主管課長、出納室長、議会総務課長、教育総務課長、県警警備課長、福祉保健部技監、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○「本県の新型インフルエンザに係る当面の対応方針」を定める。 ・発熱相談センターと相談窓口は、自宅での療養生活が不安な方や受診方法が分からない方などの相談受付に変更 ・外来診療は、原則、一般医療機関で行う。 ・重症患者は、一般医療機関においても受け入れる。	○発熱相談センター及び相談窓口 ・役割機能の変更 ・原則保健所等の開設時間帯での対応 ・時間外については、緊急医療情報センターで対応を開始												
7月30日	木																○意見交換会を開催【非公開】 ・ワクチンの量が限られる中、優先接種対象者を決めることには合意されたが、対象者については様々な意見があった。 ・輸入については、危機管理のために輸入する必要がある、という意見があるが一方で、接種対象者の議論をする前に緊急で輸入する必要性や安全性を懸念する意見があった。	

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
7月31日	金					○近畿府県市新型インフルエンザ対策担当者会議					○発熱相談センター相談件数等調べについて終了					○「一般医療機関のための新型インフルエンザ診療の手引き」策定し、各保健所・県医師会・県病院協会に通知		
8月1日	土															○医療体制の変更 ・院内感染対策を講じたうえ、原則として全ての一般医療機関において外来診療の実施。 ・原則として自宅療養とし、重症化のおそれがある者等については必要に応じ入院治療を行う。		
8月2日	日																	
8月3日	月	○第9回専門家諮問委員会「新型インフルエンザワクチンの確保について」															○第9回専門家諮問委員会開催【非公開】 ・接種対象者については、医療従事者や妊婦、基礎疾患を有する者、小児などへの接種の必要性が言及された。 ・輸入については、更なる情報収集・提供したうえで、必要性を検討する方針が示された。	
8月4日	火																	
8月5日	水																	
8月6日	木																	
8月7日	金																	
8月8日	土																	
8月9日	日																	
8月10日	月																	
8月11日	火																	
8月12日	水																	
8月13日	木													○感染症法施行規則第3条第3号に規定する報告期間の考え方の周知				
8月14日	金																	
8月15日	土	**国内最初の死亡者を確認** ・その後も、基礎疾患を有する者の死亡や小児の脳症や肺炎による重症例が、流行が拡大している地域を中心に報告されるようになった。											○沖縄県で新型インフルエンザ感染者の初の死亡例の情報提供。					
8月16日	日																	
8月17日	月																	
8月18日	火																	
8月19日	水	**国内流行入り** ○第33週(8/10～16)に定点医療機関あたりの患者数の全国平均が1.69。 ○新型インフルエンザの流行入りを宣言。									○「新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行入りを迎えるに当たって」通知	○「喘息等の基礎疾患を有する者等の旅行等での留意点について(8月7日付け　対策本部)」により、旅行やキャンプ等の外出の際の注意点等を、各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤に通知						
8月20日	木		新型インフルエンザ対策 本部幹事会 （第4回）	危機管理監（議長）、福祉保健部長、福祉保健部技監、各部主管課長、出納室長、議会総務課長、教育総務課長、県警警備課長、福祉保健部技監、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、衛産課長	○国内・県内の感染状況 ○「本県の新型インフルエンザに係る当面の対応方針」の確認				○8月18日中国からの関空到着便において、同一旅程の集団から複数の有症者のPCR検査陽性となった濃厚接触者2名の情報提供有り。								○意見交換会を開催【公開】 ・接種対象者については、接種目的を明確にすべき、との意見があり、「重症化予防・死亡数の減少を目的とすべき」、という意見が大勢を占めた。しかし、具体的な対象者については、様々な意見があった。（医療従事者、妊婦、基礎疾患患者、小児、健康な若年層、リスク保有者の家族等） ・輸入については、途上国の寄付や安全性の担保、感染の拡がりや重篤度に応じて対応すべき、との意見があった。	
8月21日	金										○各衛生主管部局にむけて、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について（依頼）」が発出され、各学校機関との連携を図り、適切な助言を行うよう通知。							
8月22日	土																	
8月23日	日																	
8月24日	月																	

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
8月25日	火					○「感染症法施行規則の一部改正について」各保健所に通知 ・8月25日公布の日から施行 ・患者、無症状病原体保有者、死亡した者の死体をした場合について当面の間、医師の届け出を要しない						○「新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について」を各保健所に通知。健康体育課から、「新型インフルエンザ患者発生時の学校の臨時休業基準について」各市町村教育委員会等に通知。	○「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」を発出し、7月24日事務連絡を廃止。感染症法第12条による医師の届出を不要とした。さらに、インフルエンザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施は不要であるが、7日以内2名以上の患者が確認された場合は継続することとした。（インフルエンザ入院サーベイランスにおいて、入院患者については引き続き、保健所が把握し、PCR検査を依頼。）						
8月26日	水																○厚生労働大臣と関係者の間で公開の意見交換会を開催【公開】 ・接種費用や補償の問題等について、法改正を含めて検討する必要性についても言及。	
8月27日	木																○意見交換会を開催【公開】 ・ワクチン接種の目的として、重症化防止や死亡数を減少することや、ワクチンの量が限られる場合、優先接種対象者を決めることについて合意。 ・輸入ワクチンについては、現時点で緊急性や必要性があるかということや、安全性・有効性の面で疑問視する意見が多数を占めた。一方、国内さんワクチンだけでは高齢者を含めた場合、優先接種対象者をカバーすることができないという懸念もあげられた。	
8月28日	金														○「新型インフルエンザの流行のシナリオ」を公表 ○各都道府県に対して、①入院診療を行う医療機関の病床数等の確認・報告、②地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策の実施などを要請。 ○事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」を発出。 ○入院診療を行う医療機関の病床数等について確認及び報告を求めるとともに、受入医療機関の確保や重症患者の受入調整機能の確保等、地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策等を講じるよう求めた。				
8月29日	土																	
8月30日	日					○「きのくに21」で"県民のみなさまへ"の内容を放映												
8月31日	月															○「新型インフルエンザ患者の増加に向けた医療提供体制の確保等（8月28日　対策本部）」により、入院診療を行う医療機関の病床数等の調査を県医師会等に依頼。	○意見交換会を開催【非公開・要旨公開】 ・輸入ワクチンについては、免疫賦活剤が使用されていること、投与経路が日本と異なる筋肉内注射であること、バルティス社製品についてはその時点で他国での使用実績がないMDCK細胞を利用していることなどから、輸入ワクチンに関する積極的な情報開示、安全確保対策が求められた。	
9月1日	火						○学級閉鎖措置報告開始					○「集団インフルエンザ様疾患発生報告」により新型インフルエンザの学校等の措置状況を報告があった日毎、情報提供の開始。						

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
9月2日	水															○新型インフルエンザによるインフルエンザ脳症が10例報告されることなどから「インフルエンザ脳症に係る注意喚起について（8月28日　対策本部）」が発出され、各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤・関係課に注意喚起の通知。	○意見交換会を開催【非公開・要旨公開】 ・国内産ワクチンのみでは優先接種対象者への接種がカバーできないことから、輸入についても可能な限り情報提供すること、安全性に疑義があった場合使用を中止する、等を条件に、輸入が容認された。 ・10mlバイアルを製剤すれば生産効率が向上することから、1mlバイアル製造ではなくできる限り10mlバイアル製剤で製造することも提案された。	
9月3日	木											○「学校でインフルエンザ感染者が発生した場合の対応について」により健康体育課から各県立学校・市町村教育委員会に臨時休業等の基準について通知。							
9月4日	金																○意見交換会を開催【非公開・議論の結果を記者会見で公開】 ・ワクチン接種者順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について（素案）」を作成。パブリックコメントを実施する旨の確認。 ○厚生労働大臣が閣議後会見において、国内産、輸入あわせて6千万人分から7千万人分確保したい旨を表明。	
9月5日	土																	
9月6日	日	○ワクチン接種の基本的な考え方をパブリックコメントを実施（9/6～13）															○ワクチンの接種順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について（素案）を作成し、パブリックコメントを実施（9月6日～13日）。一約3000人（4000件）の意見があった	
9月7日	月																	
9月8日	火	○新型インフルエンザ対策担当課長会議 ・新型インフルエンザに関するワクチン接種体制 ・新型インフルエンザに関する医療体制 ・新型インフルエンザに関するサーベイランス													○新型インフルエンザ対策担当課長会議において、沖縄県の感染症担当より「新型インフルエンザに関する沖縄県の現状と対策について」と題し、沖縄県の取り組みについて報告。		○新型インフルエンザ対策担当課長会議で接種事業の説明。①事業の目的、②事業実施主体の役割、③接種の優先順位、④医療機関の選定、⑤接種方法、⑥ワクチンの配分と円滑な流通の確保、⑦費用負担、⑧接種の安全性の確認と健康被害の補償、⑨広報等	
9月9日	水																○意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素案について説明。	
9月10日	木															○「新型インフルエンザ患者の増加に向けた医療提供体制の確保等（8月28日　対策本部）」により、入院診療を行う医療機関の病床数等の調査」の結果を報告。 ・人工呼吸器　47医療機関　349台 ・9月25日公表		
9月11日	金										○WHOから、学校閉鎖及び学級閉鎖について社会福祉的問題を考慮する必要があることなどの報告。					○「新型インフルエンザ患者の増加に向けた医療提供体制の確保等（8月28日　対策本部）」により、入院診療を行う医療機関の病床数等の調査結果」の報告（9月25日公表）	○意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素案について説明。	
9月12日	土																	
9月13日	日																	
9月14日	月																○意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素案について説明。	
9月15日	火						○和歌山市内の私立中学・高校で489名が感染疑い											

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
9月16日	水											○和歌山市内の私立高校において集団で発生があったことから「インフルエンザ感染者発生時の初期対応について（9月16日　健康体育課）」を各県立学校に通知するとともに同様の通知を関係機関から発出。						
9月17日	木																	
9月18日	金												○事務連絡を発出し、新型インフルエンザ耐性ウイルスの確認検査にかかる実施要領、抗血清キットの送付を受け、ウイルスサーベイランスの一層の体制整備を依頼。		○厚生労働科学特別研究「秋以降の新型インフルエンザ流行における医療体制・抗インフルエンザウイルス薬の効果などに関する研究」により、人工呼吸管理を要した症例や脳症症例等、6例を紹介する症例集の報告。	○「国内における新型インフルエンザ症例集について（9月18日　対策本部）」を各保健所に情報提供。	○意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント案に対する基本方針を検討。 ・基礎疾患の定義、新型と季節性のインフルエンザワクチンの同時接種についての方針を検討	○「新型インフルエンザワクチンを接種する医療従事者数の把握について（9月18日　結核感染症課）」により、医療従事者数の把握。
9月19日	土																	
9月20日	日					○新型インフルエンザ対策講演会開催 講師：安井国立感染症情報センター主任研究員 場所：土富田文化会館												
9月21日	月																	
9月22日	火													○「新型インフルエンザ耐性ウイルスの確認検査にかかる実施要領、抗血清キットの送付」に係る通知を各保健所・環境衛生研究センターに通知。				
9月23日	水																	
9月24日	木										○「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について」を発出。	○「集団インフルエンザ様疾患発生報告」により新型インフルエンザの学校等の措置状況を報告があった日毎から休日及び祭日は。					○意見交換会を開催【公表】 ・平成22年3月までに約②，700万人分の国内産ワクチンが利用可能となると考えられる旨、製造株の増殖性、実施の接種状況及び1mlﾊﾞｲｱと10mlﾊﾞｲｱルの製造比率の調整等から出荷量が変更される可能性がある旨、事務局から提示し、国産ワクチンの確保の方針が了承された。	
9月25日	金															○新型インフルエンザの地域での拡がり方や医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療を必要と認める場合には、迅速検査やPCR検査は必須ではないこと等を再度周知をはかるため「新型インフルエンザの診断と治療について（9月18日　対策本部）」により周知		
9月26日	土																	
9月27日	日																	
9月28日	月																	○厚生労働省から新型インフルエンザワクチン接種費用の券面措置状況の調査依頼 ・減免予定市町村数 3
9月29日	火															○インフルエンザ脳症が1全国で例の死亡を含む24例の報告があり、今後更に患者の増加が懸念されることから、「インフルエンザ脳症に関する情報提供について（9月25日　対策本部）」により、各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤、関係課に周知。		

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
9月30日	水	○第10回専門家諮問委員会「基本的対処方針について」「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本的方針について」 ○新型インフルエンザ感染が拡大していることから、大阪府から関西鉄道協会・大阪バス協会に対して「新型インフルエンザの感染防止に関する注意喚起について」により協力依頼を実施。																
10月1日	木	**基本的対処方針改訂** **運用指針改定** **新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針策定** ○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」策定 ○「基本的対処方針」改訂 ○「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」を決定													○以下の考え方について示した。 ・慢性疾患等を有する定期受診患者については、感染機会を減らすため長期処方を行うことや、発症時は電話による診療でファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方が出来ること。 ・夜間や休日の外来患者の急激な増加に備えて、都道府県等は、地域医師会と連携して、救急医療機関の診療を支援する等の協力体制についてあらかじめ調整すること。 ・患者数が増加し医療機関の対応が困難な状況が予測される場合には、公共施設等の医療機関以外の場所に外来を設置する必要性について、都道府県等が地域の特性に応じて検討する。		○「新型インフルエンザA/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を策定（新型インフルエンザ対策本部において決定） ・死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するという目的に照らし、ワクチンの確保・接種に向けた対策を実施。 ・国がワクチンを確保するとともに優先順位を設定し、委託医療機関で接種を行うなど、地方自治体との役割分担のもと国が主体となって事業を実施。 ・接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、国内産ワクチン2,700万人分、輸入ワクチン5，０００万人分程	
10月2日	金	○新型インフルエンザ対策担当課長会議を開催 ・新型インフルエンザに関するワクチン接種体制について															○「新型インフルエンザA/H1N1)ワクチン接種について」を厚生労働省から公表 ○新型インフルエンザ対策担当課長会議で、優先接種対象者、接種スケジュール、基礎疾患を有する者の定義、接種費用、製造・流通並びに広報及び相談等事業の詳細を説明。	
10月3日	土																	
10月4日	日																	
10月5日	月																	
10月6日	火																	○「新型インフルエンザワクチン接種について」により優先接種対象者調査及びワクチン接種
10月7日	水						○県内市町村保健所新型インフルエンザ対策担当者会議開催											○新型インフルエンザに係る予防接種担当課長会議 ・各市町村担当、各保健所担当者出席 ・医務課、難病・感染症対策課、薬務課、危機管理室
10月8日	木												○「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」を発出。インフルエンザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施は不要であるが、医療機関・社会福祉施設において、7日以内10名以上の患者が確認された場合とし、電話で速やかな連絡を行う事象を死亡及び薬剤耐性等の公衆衛生的上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合とした。					

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
10月9日	金	○フジテレビ系列の「とくダネ」に足立政務官が出演 ・新型インフルエンザのワクチン接種について 医療機関リストの公表に関して、優先接種者以外への接種について発言															○国内産ワクチンが初めて出荷されたことを踏まえ、各都道府県の新型インフルエンザワクチン担当部局に対してワクチンの初出荷等についての事務連絡を発出。 ・10mlバイアル製剤の各受託医療機関への供給にあたって、原則として、集団的な接種を行う医療機関、規模の大きな医療機関等へ供給し、1mlバイアル製剤につては、個人病院等で1日の接種者数が少ないことが予想される医療機関へ供給するよう留意することとした。 （各回出荷の事務連絡において、継続的に注意喚起をおこなった。）	○ワクチン接種の実費負担の費用軽減に係る情報提供を「平成21年度新型インフルエンザのワクチンの実費負担に係る費用軽減事業交付要綱」により各保健所を通じ各市町村へ情報提供。
10月10日	土																	
10月11日	日																	
10月12日	月																	
10月13日	火													○「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）（10月8日　国対策本部）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤・関係課室に通知 10月11日から順次移行 　クラスターサーベイランス、インフルエンザ様疾患発生報告、ウイルスサーベイランス、入院サーベイランス、インフルエンザサーベイランス			○実施要綱及び要領を発出	
10月14日	水																	
10月15日	木																	○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する事業実施要綱の策定について（10月13日　厚生労働省）」を各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤・関係課室に通知
10月16日	金																○意見交換会を開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について議論。 ・1回接種により有効な抗体価が獲得できていることから、健康成人、妊婦、基礎疾患を有する方の接種回数は1回、13歳未満は2回接種とすべきとの意見が得られた。 ○第2回出荷の事務連絡において、必要量のみが医療機関に納入され、納入されたワクチンは確実に接種していただく必要があることから、原則として、返品は認めない旨を明確にした。	○国からワクチンの流通、購入価格について情報提供あり。 ○国から新型インフルエンザワクチン接種回数について情報提供あり。 ○国から医療従事者接種開始日の一覧公表について情報提供あり。 　和歌山県　10月19日開始予定
10月17日	土																	
10月18日	日																**妊婦への接種／季節性・新型同時接種を容認** ○薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全調査会において添付文書の改訂方針を決定。 ・妊娠中は「接種しないことを原則」という表現を削除し、「有益性が危険性を上回る場合に接種する」と改訂。 ・季節性及び新型のインフルエンザワクチンについては、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができる旨を添付文書に明記。	

WHO・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
10月19日	月	○国内産ワクチンの接種開始（医療従事者から） ○「基本的対処方針」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針」（国）の改正と「新型インフルエンザワクチンの基本方針」の決定	新型インフルエンザ対策 本部幹事会 （第5回）	危機管理監（議長）、福祉保健部長、福祉保健部技監、各部主管課長、出納室長、議会総務課長、教育総務課長、県警警備課長、福祉保健部技監、危機管理室長、総合防災課長、消防保安課長、広報室長、医務課長、難病・感染症対策課長、薬務課長、畜産課長	○「本県の新型インフルエンザ患者の搬送・受入調整に係るコントロールセンター機能を整備し、重症者等に対する入院医療体制の確保 ・10月19日より医療従事者の新型インフルエンザワクチンの接種開始、妊婦や基礎疾患のある方は、11月初旬以降の予定	○新型インフルエンザワクチン電話相談窓口設置									**ワクチン接種開始** ○ワクチン接種開始（国内産ワクチン） ○意見交換会を開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について議論。 ・健康成人を対象にした今回の結果に基づいて、他のカテゴリーに対して評価することは不適切、とし、20～50歳代の医療従事者のみ1回接種とすべき、との意見があった。	**○医療従事者へのワクチン接種開始** ○「ワクチン接種事業に関する質問と回答について」国からの情報を各保健所及び関係課に情報提供。 ○新型インフルエンザワクチン相談窓口対応（健康局）
10月20日	火					○新型インフルエンザワクチン接種相談窓口の広報（県民チャンネル等）開始 ○和歌山県新型インフルエンザ対策本部関係ホームページの変更	○定点医療機関報告数が注意報レベルを超える。										○国内産ワクチンの接種回数を見直し ・20代から50代の「新型インフルエンザの診療に直接従事する医療従事者」の接種回数が原則1回となった。 ○医療現場における10mlバイアル製剤の取り扱いを周知徹底するため、医療機関等に当該製剤にかかる留意事項など周知。	
10月21日	水															○新型インフルエンザ罹患者の治癒証明書不要や感染していない証明のためのPCR検査実施不要等について、「新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制確保について（10月16日付け国対策本部）」により、各保健所・県医師会・県病院協会・医大・日赤・関係課室に通知		
10月22日	木																	
10月23日	金																	
10月24日	土																	
10月25日	日																	
10月26日	月					○（財）救急医療情報センターに「コールセンター機能」を整備												
10月27日	火					○健康危機管理専門家会議開催											○第3回出荷の事務連絡において、妊婦を対象とした0.5mlシリンジ製剤の出荷を開始すること、その際の留意点等について各都道府県へ連絡。	
10月28日	水																	○国からの副反応の報告状況について、関係機関に情報提供。
10月29日	木	厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局が都道府県等に接種スケジュールの変更等を要請	記者会見		○「新型インフルエンザワクチンの当面の接種スケジュール等について」を公表 ・妊婦、 基礎疾患を有する者のうち ・1才から小学校3年に相当する年齢の者、 ・入院患者 を前倒して接種開始（10月30日～）							○インフルエンザ定点医療機関報告数が注意報レベルを超えたことから、資料提供するとともに健康体育課から県立学校等に注意喚起を行う。		○第43週（10月19日から25日）のインフルエンザ定点医療機関からの患者報告数が、1医療機関あたり注意報レベルの10を超え、14.18となった。				○国からの「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱の策定について」の送付あり、各保健所を通じ各市町村、関係課室に情報提供。
10月30日	金																	○妊婦、基礎疾患有する者のうち優先者の接種開始
10月31日	土																	
11月1日	日																	
11月2日	月																	
11月3日	火																	
11月4日	水																	
11月5日	木																	
11月6日	金																○小児の接種開始時期の前倒しを都道府県に依頼。	
11月7日	土																	

ＷＨＯ・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
11月8日	日																	
11月9日	月															○県内のインフルエンザの発生が注意報レベルを超え患者の急速な増加が懸念されることから、医療機関に対して「新型インフルエンザに係る診療時間の延長について」により医務課から協力依頼。		
11月10日	火																	
11月11日	水																○　国内産ワクチンの接種回数を見直し。 ・健康成人の2回接種後の国内臨床試験結果及び海外の知見等から、健康な成人は1回接種と決定された。また、妊婦及び基礎疾患を有する方への接種については、海外の知見及び国内の季節性インフルエンザワクチンのデータ等から1回接種とした。妊婦については、進行中の臨床試験の中間結果より検証することとされた。	
11月12日	木	厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局が都道府県等に接種スケジュールの変更等を要請	記者会見		○「新型インフルエンザワクチンの第3回出荷について」を公表 　基礎疾患を有する者のうち ・最優先と医師が判断した者 ・小学校4年から中学校3年に相当する年齢の者 ・幼児（1才～6才） ・小学校低学年（1～3年） 　を前倒しで接種開始（11月16日～）													
11月13日	金																	○11月12日付け厚生労働省発「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成費の国庫補助について」を市町村等に通知。
11月14日	土																	
11月15日	日																	
11月16日	月																	○幼児、小学校低学年、基礎疾患を有する者その他の者への接種開始
11月17日	火															○11月16日付け国対策本部「我が国における新型インフルエンザA/(H1N1)感染による重症例の臨床的特徴について」により、関係者の情報提供。	○第4回出荷の事務連絡において、仮にすべての妊婦の方が同製剤の接種を希望した場合であっても、当面の同製剤の必要量を満たすものと考えられるため、産婦人科等を優先した上で、なお余裕がある場合には、他の診療科への流通体制の整備の検討を行うよう依頼。また、10mlバイアル製剤については、12月28日が最後の出荷となることを連絡。	
11月18日	水																	
11月19日	木																	
11月20日	金												○「新型インフルエンザの発生動向～医療従事者向け疫学情報～ver1」を情報提供。					
11月21日	土																○医薬品等安全対策部会安全対策調整会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（合同開催）を開催（11/21、11/30、12/13、1/8）。	
11月22日	日																	
11月23日	月						○11月23日の週における定点医療機関報告数が警報レベルを超える											
11月24日	火																	
11月25日	水																	
11月26日	木																	
11月27日	金																	
11月28日	土																	
11月29日	日																	

WHO・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
11月30日	月																○医薬品等安全対策部会安全対策調整会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（合同開催）を開催。	
12月1日	火																	
12月2日	水																	
12月3日	木													○第48週（11月23日から29日）のインフルエンザ定点医療機関からの患者報告数が、1医療機関あたり警報レベルの30を超え、30.30となった。				
12月4日	金	○「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布。															○「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布。 ・厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済をはかるとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を実施。	○12月1日付け国対策本部「基礎疾患を有する者への適切な接種の実施について」により、基礎疾患のある方へのワクチン接種及び接種後の処置等に留意することを関係者に通知。
12月5日	土																	
12月6日	日																	○一部市町村で集団的接種実施が始まる。
12月7日	月																	
12月8日	火																	
12月9日	水																	
12月10日	木																	
12月11日	金																	
12月12日	土																	
12月13日	日																○医薬品等安全対策部会安全対策調整会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（合同開催）を開催。	
12月14日	月												○「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について（二訂版）」を発出。この改訂により、クラスターサーベイランスの報告対象施設で、集計に負荷を与えていた保育所の報告を除いた。入院サーベイランスでは、報告対象をインフルエンザ様症状を呈する患者とし、PCR検査については、死亡例又は重症化した患者のみに限定した。					
12月15日	火																○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を改定 ・優先接種対象者以外の者を含め、全国民に対する接種費用負担の軽減措置を可能とするよう指針を見直し。	
12月16日	水													○12月14日付け国対策本部「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について（二訂版）」を関係者に通知。			○国内産ワクチンの接種回数を見直す ・中高生の国内臨床試験の中間報告を受け、中校生に該当する方は1回接種の方針となり、また妊婦の臨床試験結果から、1回接種で有効であるとの見解が得たれた。	
12月17日	木																	
12月18日	金																	
12月19日	土																	
12月20日	日																	
12月21日	月																	
12月22日	火															○12月16日付け国対策本部「年末年始における医療提供体制の確保について」により、関係機関へ協力依頼		
12月23日	水																	

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
12月24日	木												○「新型インフルエンザ暫定サーベイランスシステム（i-NESID)更改について」を発出。新システムでのi NESID運用予定について周知					
12月25日	金												○「新型インフルエンザの発生動向～医療従事者向け疫学情報～ver2」を情報提供。				○「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」を新たに設置し開催（12/25、1/5、1/27） ・新型インフルエンザの予防接種法での位置づけや緊急時のワクチンの確保と供給のあり方等について検討。	
12月26日	土																○輸入ワクチンの特例承認について、薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審議。	
12月27日	日																	
12月28日	月	○全国衛生部長会から「新型インフルエンザワクチンに関する緊急要望」が厚生労働大臣あてに要望。															○平成21年12月26日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会の審議結果についてパブリックコメントを実施。 ○都道府県に対し、「管内受託医療機関における在庫状況等の調査について」を発出。	○1歳未満の小児の保護者等への接種開始
12月29日	火																	
12月30日	水																	
12月31日	木																	
1月1日	金																	
1月2日	土																	
1月3日	日																	
1月4日	月																	○小学校高学年に相当する年齢の者への接種開始
1月5日	火																	
1月6日	水																	
1月7日	木																	
1月8日	金																○医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種後副反応検討会（合同開催）を開催。	○中学生、高校生に相当する年齢の者への接種開始。
1月9日	土																	
1月10日	日																	
1月11日	月																	
1月12日	火																	
1月13日	水																	
1月14日	木																	
1月15日	金	○ワクチンの健康成人への接種開始を決定															○薬事・食品衛生審議会薬事分科会より輸入ワクチンについて特例承認して差し支えない旨の答申。 （同答申を受けて、①1/20付けで輸入ワクチンについて特例承認を行うこと、②健康成人への接種開始（1/29出荷分以降、都道府県の判断で前倒し可）を決定） ○「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。	○高齢者（65歳以上）の接種開始
1月16日	土																	
1月17日	日																	
1月18日	月												○新システムでのiNESID運用開始。保健所からの入力も可能とした。					
1月19日	火																	
1月20日	水																**輸入ワクチン承認** ○輸入ワクチンを特例承認。	
1月21日	木																	
1月22日	金																	
1月23日	土																	
1月24日	日																	
1月25日	月																	○健康成人への接種開始
1月26日	火																	
1月27日	水																○「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。	
1月28日	木																	
1月29日	金																	
1月30日	土																	
1月31日	日																	
2月1日	月																	
2月2日	火																	
2月3日	水																	
2月4日	木																	

WHO・国・県の動向

月日	曜日	国の動向・主な全国動向	主な出来事					検疫関係（水際対策）			公衆衛生		サーベイランス		医療体制		ワクチン	
			県の動向															
			対策本部会議等の開催	関係部局	会議内容	対応	患者状況等	検疫	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県
2月5日	金																	
2月6日	土																	
2月7日	日					○新型インフルエンザ対策講演会開催講師：安井国立感染症研究所感染症情報センター主任研究員												
2月8日	月																○新型インフルエンザA(H1N1)に係る国内産ワクチン第10回出荷及び輸入ワクチン初回出荷等のお知らせについて」において、原則として、返品は認めないが、今後もワクチンの在庫、返品偏在等を防ぎ、接種事業の円滑な運用を行う観点から、都道府県、受託医療機関、卸業者が十分調整のうえ、薬事法に抵触しないよう医療機関の融通等を認めた。	
2月9日	火																	
2月10日	水																	
2月11日	木																	
2月12日	金																	
2月13日	土																	
2月14日	日																	
2月15日	月																	
2月16日	火																	
2月17日	水																	
2月18日	木																○都道府県宛事務連絡、「今後の新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン出荷等に関するお知らせについて」において、今後の出荷要望については、随時各都道府県から個別の要望を踏まえて対応することとした。	
2月19日	金																	
2月20日	土																	
2月21日	日																	
2月22日	月																	
2月23日	火																	
2月24日	水																	
2月25日	木																	
2月26日	金																	
2月27日	土																	
2月28日	日																	
3月1日	月																	
3月2日	火																	
3月3日	水																	
3月4日	木																	
3月5日	金																	
3月6日	土																	
3月7日	日																	
3月8日	月																	
3月9日	火																	
3月10日	水																	
3月11日	木																	
3月12日	金																	
3月13日	土																	
3月14日	日																	
3月15日	月																	
3月16日	火																	
3月17日	水																	
3月18日	木																	
3月19日	金																	
3月20日	土																	
3月21日	日																	
3月22日	月																	
3月23日	火																	
3月24日	水																	
3月25日	木																	
3月26日	金												3月26日付事務連絡おいて、クラスターサーベイランスについては次の発生動向が上昇に転じるまで休止となる。					
3月27日	土																	
3月28日	日																	
3月29日	月																	
3月30日	火																	
3月31日	水																	